

公定価格に関する検討事項について

令和 2 年 1 2 月 1 日

1 令和2年国家公務員給与改定に伴う対応について

令和2年国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費改定について

1. 令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容

- 本年10月に人事院が、国家公務員のボーナス（期末手当・勤勉手当）を引き下げることを内容とする勧告等を行っており、現在、その内容を反映した給与法の改正案が国会に提出されている。

令和2年人事院勧告等の内容

- ・月例給：据え置き
- ・ボーナス： 0.05月引下げ（4.50月 → 4.45月）

< ボーナス（期末手当・勤勉手当）の支給月数 >

	令和2年度		令和3年度
	改定前	改定後	
6月期	2.25月	2.25月（±0.00月）	2.225月（-0.025月）
12月期	2.25月	2.20月（-0.05月）	2.225月（+0.025月）
合計	4.5月	4.45月（-0.05月）	4.45月（±0.00月）

2. 国家公務員の給与改定に対する運営費支援のこれまでの対応

- 公定価格は、子ども・子育て支援新制度以前の保育所運営費の考え方を引き継ぎ、人件費・事業費・管理費ごとに対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」により算定しており、昨年度に議論を行った「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し」においても「積み上げ方式」を維持すべきとされた。
- このうち、人件費については国家公務員の給与に準じて算定を行っており、これまで人事院勧告を踏まえて国家公務員の給与の改定が行われる場合には、その増減に関わらず、改定内容を反映して公定価格の改定を行っている。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抜粋）

3. 公定価格全般に関する事項

- (1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方
公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持すべきである。

< 近年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与と保育所の運営費単価の改定状況 >

	国家公務員の給与改定の主な内容	保育所運営費 〔算定されている 常勤保育士の年額人件費〕
平成20年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	352万円 352万円 (-)
平成21年度	・月例給 : 0.2% ・ボーナス : 0.35月 (4.5月 4.15月)	352万円 345万円 (2.1%)
平成22年度	・月例給 : 55歳超 1.5%、40歳台以上 0.1% ・ボーナス : 0.2月 (4.15月 3.95月)	345万円 341万円 (1.2%) 給与法の改正後に補正予算が編成されな かったため平成23年度単価から反映
平成23年度	・月例給 : 50歳台 0.5%、40歳台後半 0.4% ・ボーナス : なし	341万円 341万円 (-) 国家公務員給与改定による影響無
平成24年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 (-)
平成25年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 (-)
平成26年度	・月例給 : +0.3% ・ボーナス : +0.15月 (3.95月 4.1月)	341万円 348万円 (+2.0%)
平成27年度	・月例給 : +0.4% ・ボーナス : +0.1月 (4.1月 4.2月)	348万円 354万円 (+1.9%)
平成28年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.1月 (4.2月 4.3月)	354万円 359万円 (+1.3%)
平成29年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.10月 (4.3月 4.4月)	359万円 363万円 (+1.1%)
平成30年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.05月 (4.4月 4.45月)	363万円 366万円 (+0.8%)
令和元年度	・月例給 : +0.1% ・ボーナス : +0.05月 (4.45月 4.5月)	366万円 370万円 (+1.0%)

「保育所運営費」欄の常勤保育士の年額人件費は「その他地域」の金額。

3 . 公定価格における対応

- 公定価格について「積み上げ方式」により算定していることを踏まえ、国家公務員給与の改定内容を反映し、公定価格を減額改定することとする。(予算上の常勤の保育士・幼稚園教諭の年額人件費：395万円 394万円(0.3%))
- 公定価格では、期末手当・勤勉手当について各月の公定価格に年額の1/12相当額を計上しているが、減額に当たっては、国家公務員の給与と同様に4月に遡らず、改正告示の公布日の翌月分の公定価格から適用することとする。
- 具体的には、
 - ・令和2年度については、改定後の月の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額し、
 - ・令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額することとする。

【例】令和3年2月分の公定価格から減額を適用する場合

令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ6か月分を減額。

2 地域区分の在り方について

1. 子ども・子育て会議における地域区分に関する主な委員発言概要

第52回子ども・子育て会議（本年6月26日開催）では、地域区分に関する自治体調査（本年3～4月実施）の結果を報告し、地域区分の在り方について議論を行った。委員からの主な発言概要は以下のとおり。

1. 統一かつ客観的なルールや他の社会保障分野の動向等を踏まえるべきとの意見

- 国として、統一かつ客観的なルールと、社会保障分野の制度との整合性を踏まえ、地域ごとの民間の給与水準を反映させる方式は妥当なものである。 財政中立という大原則にのっとり、公平性と透明性を担保した合理的根拠の下、今後検討がなされることを期待している。
- 統一かつ客観的なルールを定める、財政中立の原則の下で進める、こういった観点から、慎重に議論をお願いしたい。
- 地域区分については難しい状況ではあるかと思うが、地方の実情に応じて適切に設定することが重要である。 介護保険等の他の制度における議論の動向を踏まえつつ、引き続き議論をする必要がある。

2. 隣接地域との地域区分差等に配慮すべきとの意見

- 地域区分については、財政中立の原則の下で、いずれの地域も納得するような見直しは難しい課題であるということも承知している。今回の調査結果では、保育人材の確保について、都市部から地方まで地域ごとの課題を抱えていて、地域区分の在り方についても自治体間で様々な意見があることが示されている。隣接地域での地域区分差が大きく、同種の生活圈であったり、また、鉄道路線で直接結ばれているといった自治体においては、見直しを求める声もある。 介護の分野においても、令和3年度改定に向けた議論が行われており、地域区分の在り方について、引き続き検討をお願いしたい。

3. その他の検討に当たっての視点

- まずは介護等の動向を踏まえながら、財政中立の原則の下でこの問題を検討されることが必要。 あわせて、地域区分の見直しとは別に、地域における保育士確保を支援していくことを進める必要がある。
- 東日本で地域区分が「その他地域」となっている地域の人材が関東地域・東京地域に流出し、都道府県を超えて実態として人材確保ができていないなど、地域区分は近隣地域とのバランスだけの問題ではない。

2. 介護保険制度における地域区分見直しの方向性

- 子ども・子育て支援新制度の公定価格においては、これまでも他の社会保障分野との整合性を踏まえて地域区分の見直しを実施してきたところ。

【参考】各制度独自の地域区分設定についての考え方

子ども・子育て支援新制度	介護保険制度
<p>国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない(0%)地域について、設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定する。【補正ルール】(平成27年度～)</p>	<p>国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。【複数隣接ルール】(平成27年度改定)</p>
<p>国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域についても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域の区分に引き上げる。【補正ルール】(令和2年度～)</p>	<p>平成27年度介護報酬改定後の地域区分に基づき、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。(低い地域に囲まれている場合は同様に引き下げ可能)(平成30年度改定)</p>

- 介護保険制度では、令和3年度介護報酬改定に向けて、以下 又は に該当する場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める方向で検討している。

高い地域区分の地域に全て囲まれている場合(低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能)。 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断する取扱いについても可能。

公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合(引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能)。

【参考】介護保険制度における地域区分の設定（イメージ）

原則

国家公務員又は地方公務員の地域手当に準拠。

平成27年度介護報酬改定

国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がない（0%）地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他（0%）」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする。

平成30年度介護報酬改定

平成27年度介護報酬改定後の地域区分に基づき、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを可能とする（低い地域に囲まれている場合は同様に引き下げ可能）。

令和3年度介護報酬改定の方向性

平成30年度介護報酬改定後の地域区分に基づき、以下（1）又は（2）に該当する場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める方向で検討。

- （1）高い地域区分の地域に全て囲まれている場合（低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能）。
同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断する取扱いについても可能。
- （2）公務員の地域手当の設定がない（0%）地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合（引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能）。

3 . 今後の検討の方向性

- (1) 人件費に係る地域区分の在り方については、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月子ども・子育て会議)」において、「統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべき」とされたことを踏まえて検討する必要がある。
- (2) 地域区分に関する自治体調査結果において、都道府県では6割超が、市町村では9割超が、「特に見直しの必要はない」と回答していることを踏まえる必要があるが、一方で、他の社会保障分野の制度との整合性の観点も必要であり、令和3年度介護報酬改定の方向性を踏まえ、今後、財源の確保とあわせて地域区分の見直しについて検討していく。
- (3) また、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差が大きい場合について課題として指摘されているが、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野における特例(補正ルール)との整合性を踏まえつつ、引き続き検討する。あわせて、必要となる財源の確保についても検討する。その際、保育士等の確保に向けた支援についても議論する。